

令和 4 年 9 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 4 年 9 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 13 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 合意解約通知の報告について
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可取消願について
日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (11 名)

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	12 番 星 野 文 雄	

5. 欠席した農業委員 (2 名)

11 番 星 野 邦 夫 13 番 小 林 利 信

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (12 名)

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範	7 番 尾 澤 勝
8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (1 名)

4 番 大 塚 孝 一

8. 出席した事務局職員 (4 名)

事務局長 福 島 重 美	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 関 口 典 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 4 年 9 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、11 番 星 野 邦 夫 委員、13 番 小 林 利 信 委員の 2 名であります。また、遅れてくる委員はおりません。

従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 11 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。それでは、開会に先立ちまして、本日の議長である鈴木委員よりご挨拶をいただきます。

職務代理 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは職務代理が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

職務代理 議事に入らせていただきます。

会期の決定

職務代理 会期決定についてお諮りいたします。令和 4 年 9 月 26 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

職務代理 会期は令和 4 年 9 月 26 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

職務代理 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

職務代理 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「2 番：赤石 忠秋 委員」と「3 番：石原 郷士 委員」の両名をお願いいたします。

報告第 1 号

職務代理 日程第 1 報告第 1 号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番
(議案書：借人、貸人、土地の表示、契約内容等の説明)
番号 1 番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。両者の話し合いにより合意解約したものの。農地法第 3 条による使用貸借。合意解約日は令和 4 年 9 月 8 日。
以上 1 件につきまして、報告いたします。

職務代理 番号 1 番については、報告事項ですので、報告のみといたします。

議案第 1 号

職務代理 日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)
番号1番。申請理由、現在、露地野菜栽培を中心とした農業を営んでいますが、
高齢の父より申請地を譲り受けたく申請するもの。
以上1件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号1番
職務代理 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

職務代理 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番につい
て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第2号
職務代理 日程第3議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。令和元年に相続にて取得しましたが、現在まで墓地利用されており、
是正したく申請するもの。
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番
職務代理 番号1番につきましては、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗
読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

職務代理 番号1番の案件について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、岩崎です。地図の1番をご覧ください。申請地は〇〇の〇〇の〇〇にありま
す。始末書のとおり、申請地にはすでに墓地が出来ており、また周囲は山林が多
く、畑としては到底利用出来ないと思います。慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いし
ます。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地
の区分は第3種農地と判断します。追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、
計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 保健所の許可は取っていますか。

事務局 確認した上で必要があれば申請者に連絡して対応したいと思います。

9番推進委員 お寺等は例外として、一般の人が新しく墓地を作ることは出来ないと聞いたことがあります。そのあたりは確認していますか。

事務局 そちらにつきましても、事務局で確認し対応したいと思います。保健所の許可や墓地埋葬法等の墓地に関する関係法令等を確認した上で、問題がなければこのまま可決とさせて頂き、もし問題があれば対応した後に再度審議を諮るという条件付きで可決させて頂きたいと思います。いかがでしょうか。

職務代理 その他にご意見ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について、事務局案の通り、条件付きで可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

職務代理 日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可取消願について」
番号1番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号1番。諸事情により事業計画を断念したため、取消を願い出るもの。令和元年7月25日許可。みどり市土地開発事業指導要綱該当。阿左美2954-5雑種地外1筆計1,066㎡と一体利用。風致地区該当。
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

職務代理 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第4号

職務代理 日程第5議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1番から番号3番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。現在、桐生市内にて製造販売業を経営していますが、従業員の増員により駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、屋外駐車場として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

番号2番。現在、太田市内にて借家生活をしていますが、住宅地として適した申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

番号3番。ひまわりの開花時期に合わせて多くの来場者が来訪し、駐車場が不足することから、臨時駐車場として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和4年9月26日～令和4年10月20日。

以上、3件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号1番

職務代理 番号1番の案件について、笠懸6区の担当委員よりご説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の2番をご覧ください。〇〇を南下し、〇〇を渡ってさらに下っていきます。〇〇という信号を東に向かって500メートルほど進んだ右手側が申請地です。申請地の東側と道路を挟んで北側には住宅地があり、西側は雑種地となっていますが、土砂が頻繁に出入りしているようです。問題ないかと思いますが、慎重審議をよろしくお願ひします。

職務代理

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

職務代理 番号2番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、石原です。地図の3番をご覧ください。〇〇から南へ下りまして、細い道を東へ進みます。北側が申請地となります。周囲は住宅地に囲まれており、何ら問題ないと思いますが、慎重審議をお願いいたします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

職務代理 番号3番の案件ですが、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、石原です。地図の4番をご覧ください。〇〇を南へ下ります。〇〇という自動車屋さんを西へ向かいます。北側が申請地です。毎年行う笠懸のひまわり祭りの臨時駐車場ということです。慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は農用地区域内にある農地です。

職務代理 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局

番号4番から番号8番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号4番。ひまわりの開花時期に合わせて多くの来場者が来訪し、駐車場が不足することから、臨時駐車場として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和4年9月26日～令和4年10月20日。

番号5番。現在、市内にて不動産業を営営していますが、交通の便が良く閑静で住宅用地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第9工区。

番号6番。現在、市内にて不動産業を営営していますが、交通の便が良く、閑静で住宅用地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第9工区。

番号7番。現在、伊勢崎市内にて不動産業を営営していますが、住宅地として一団の区域を形成しており、住宅用地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第9工区。

番号8番。現在、千葉県にて借家生活をしてしていますが、住宅地として適した申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第11工区。始末書添付。

以上、5件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号4番

職務代理

番号4番の案件について、笠懸8区の担当委員よりご説明をお願いします。

3番委員

3番、石原です。地図の5番をご覧ください。地図の4番と同じ内容の申請です。慎重審議をお願いします。

職務代理

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は農用地区域内にある青地と区域外にある白地です。

職務代理

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番

職務代理 番号5番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、石原です。地図の6番をご覧ください。〇〇の通りを北に150メートルほど向かいます。右手側の畑が申請地です。周囲は住宅が増えているところで特に問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

職務代理 番号6番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、石原です。地図の7番をご覧ください。〇〇の通りを北上します。〇〇の道路を挟んで北側の宅地の北隣が申請地です。周囲は住宅地が多く、問題ないかと思えます。慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

番号7番

職務代理 番号7番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、石原です。地図の8番をご覧ください。〇〇の東側の道から道路を挟んだ南側の畑が申請地です。申請地の北側は宅地であり、何ら問題はないかと思いますが、慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

番号8番

職務代理 番号8番につきましては、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

番号 8 番
職務代理 番号 8 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。笠懸 6 区の担当委員ではございませんが、現地確認を行いましたので、私から報告させていただきます。地図の 9 番をご覧ください。始末書のとおり、コンクリートで基礎を組んだゴミステーションがございましたが、それを撤去した上での申請ということですので、特段問題はないかと思えます。慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。一部追認案件であり、資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号 8 番の申請は可決いたします。

事務局 番号 9 番から番号 11 番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号 9 番。現在、自動車修理業を営んでいますが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 4 工区。
番号 10 番。現在、市内にて土木建築不動産を営んでいますが、立地条件が大変良く、住宅用地として適した申請地を借り受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。
番号 11 番。太陽光発電事業を行っていますが、日照条件の良い申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。
以上、3 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 9 番
職務代理 番号 9 番の案件について、笠懸 10 区の担当委員よりご説明をお願いします。

4 番委員 4 番、岩崎です。地図の 10 番をご覧ください。〇〇と〇〇が交差する〇〇の信号を西に向かいます。三つ目の十字路を北上し、200 メートルほど進んだ左手側が申請地となります。周囲は宅地が多く何ら問題ないかと思いますが、慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号 9 番の申請は可決いたします。

番号 10 番

職務代理 番号 10 番について、大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図の 11 番をご覧ください。〇〇の東側の道を 50 メートルほど北上した右手側が申請地です。申請地の南側の境界にはコンクリートの基礎がございました。申請地はすでに土が掘り起こされており、造成工事が始まっている様な印象を受けました。慎重審議をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が 10 ヘクタール未満でありますので、農地区分は第 2 種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番委員 ただいま配布した資料はどんな資料でしょうか。

事務局 こちらはただいまご説明した 10 番の現地写真と現状の図面の資料です。写真①は地図 11 番の西側の敷地が尖った所です。写真①のコンクリートブロックは申請地の敷地内には設置されておらず、申請地と〇〇の境界を沿うように〇〇の敷地内に設置されています。写真②は地図 11 番の〇〇の北側の屈曲した部分の写真です。

写真①と同様に申請地の敷地内にはコンクリートブロックは設置されておらず、〇〇の敷地内に設置されております。写真③をご覧ください。コンクリート擁壁に段差が出来ております。段差は地図 11 番の中央部の〇〇と〇〇の間の申請地が北上し切れている部分です。コンクリートブロックは〇〇の中に設置されております。写真④は写真③のコンクリートブロックが切れたところの写真です。最後の図面が写真④の模式図です。通常、コンクリート擁壁は申請地の中に設置しますが、今回は申請地の外に設置しております。また南側の農地につきましては青地ですので、現状農地転用出来ない農地となります。写真⑤ですが、コンクリート擁壁が切れた部分と盛土の状況です。写真⑥ですが、地図 11 番の東側にある敷地の〇〇と〇〇の境界にあるコンクリートブロックの写真です。〇〇側にコンクリートブロックが設置されております。

職務代理 確認ですが、申請地の中にコンクリートブロックはありますか。また白地ですか。

事務局 申請地の中には擁壁はなく、白地です。

職務代理 申請地の隣接地は青地ですか。

事務局 隣接地は青地です。

9 番推進委員 地図に説明済みと書いてありますが、これはどういう意味ですか。

事務局 農地所有者に農地転用について説明が済んでいるという意味です。

9 番推進委員 コンクリートブロックを設置しているということは申請地及び周辺は窪地なのでしょうか。

事務局 地図 11 番をご覧ください。申請地の外に〇〇という農地がございます。その中央部分が現状窪地となっており、周囲と比べて低い土地となっております。申請地は周囲の土地と比べてそれほど低い土地ではございません。申請地の外の青地に設置している擁壁ですが、農地を守る為の擁壁でしたら農地転用ということにはならないのですが、今回設置された擁壁は土地分譲に伴い開発者が設置した工作物となります。農地を守る為の工作物ではなく、農地と農地の境界を示す為に申請者が設置した工作物ですので、農地転用が必要となります。それにつきましては、令和 4 年 9 月 20 日に開発者に解体を含めた申し入れを口頭で行ったところです。

8 番委員 他人の土地に無断で擁壁を作ったということで隣接土地所有者とトラブルはないのですか。

事務局 隣接土地所有者である〇〇さんのご自宅を訪問し 3 回ほどお話を伺いました。設置されているコンクリートブロックは〇〇さんの所有物ですかと伺ったところ、開発者からコンクリートブロックを作るという話は聞いていたのですが、自分の土地に設置されるということは聞いていなかったもので、非常に疑問に思っているということでした。ただ、開発者も申請者も自宅の近所にお住まいの方なので非常に言いにくいそうです。

- 8 番 委 員 申請地以外の土地に擁壁を設置するということが認められませんよね。加えて、青地に擁壁を設置しているということであれば、まずは擁壁を解体して除外申請が必要になるかと思えます。それについて、事務局としては口頭で解体に向けた指導を行ったという流れですよ。
- 事 務 局 おっしゃるとおりです。口頭で指導を行いましたので、相手の回答を待っているところでございます。
- 8 番 委 員 では相手の回答待ちということですので、本日については保留ということに自ずとなりますか。
- 事 務 局 申請地の中に工作物が設置されているということであれば、当然そういうことになるとは思いますが、今回申請地の外に工作物が設置されているということで、この申請に対して瑕疵があると言うには理由付けとして弱い部分があるかと思えます。
- 6 番 委 員 無断で他人の土地に擁壁を作ったということで撤去させた方が良いのではないのでしょうか。それが済んでから改めて申請してもらってはいかがですか。
- 事 務 局 先ほど申し上げたように擁壁については撤去を含めた口頭指導を行いました。
- 8 番 委 員 一度取り下げてもらって状況を改善してから再度申請してもらおうべきではないのでしょうか。審議に値しないと思えますが。
- 職 務 代 理 近隣とトラブルにならないということも大事だと思います。一度保留して状況を改善してから再度来月申請を上げるということではいかがでしょうか。申請者負担を軽減する観点からも取り下げではなく保留というかたちが適切かと思えます。ただこの申請自体に瑕疵があるとは言い切れない部分と隣接所有者が擁壁について強く反発しているという訳でもないところが悩ましいですが。
- 1 番 推 進 委 員 隣接所有者が納得している如何に関わらず、申請地の外に擁壁を無断で作ること自体に違法性がありますよね。現状復旧させるべきだと思います。
- 12 番 委 員 申請者の工事の発注自体が自分の土地に擁壁を作ってほしいという発注になっていなかったのかなと思えますので、事務局からお話があった通り、今回は保留にして擁壁の撤去の状況を見て来月再申請ということで良いと思います。
- 職 務 代 理 今回は保留にして交渉の様子を見て再度申請してもらおうか、交渉は見ずに取り下げてもらおうかのいずれかで採決を取りましようか。
- 8 番 委 員 いずれにしても現状をどう改善すべきかきちんと定めておくべきだと思います。保留にしたとして再度審議を諮るまでに何をどこまで改善したら審議できるのかを決めておくべきです。

- 10 番委員 現状だと青地からの除外が必要なんですよ。
- 事務局 申請地は白地、隣接地は青地です。したがって例えばの話ですが、擁壁を申請地の中に移設することが出来れば、除外する必要はございません。
- 職務代理 擁壁は青地に作られていますので除外担当である農林課と農業委員会で対応を協議しましょう。その回答が明確になるまでは保留とし、協議の進行状況に応じて、改めて審議を諮るということでいかがでしょうか。
- 9 番委員 開発者は事前着工が駄目だということは分かっているのですか。
- 職務代理 開発者は承知しております。
- 8 番委員 擁壁を撤去しない限り再申請は受け付けないと具体的に決めておいたほうが良いと思います。特に何の策を講じなくても、時間が経ったからと言って再度審議を諮るという訳にはいかないでしょう。
- 8 番推進委員 農地法及び農振法違反を改善しなければ許可は出せないということではいかがでしょうか。そうした条件を付けないと時間が経てば許可を出せるということになりますし、それはおかしいですよ。あくまでも条件付きで履行しなければ許可は出せないということです。
- 6 番推進委員 開発者のホームページを拝見しました。不動産業と建築業を行っているようですが、農業部門も持っており、今年は 80 アール加えて耕作すると記載してあります。確信犯的な意思を感じられますので、相当強い態度で対応したほうが良いのではないのかなという印象を受けました。
- 事務局 おっしゃるとおり開発者は農地を借りて農業を行っております。
- 職務代理 それではまとめます。10 番の案件については、農地法及び農振法において瑕疵がある為、問題解決後再申請するという事で今回は保留とします。よろしいでしょうか。
- (意見なし)
- 職務代理 意見等ないようですので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番について保留することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 職務代理 異議なしの声多数と認め、番号 10 番の申請は保留いたします。
- 番号 11 番
職務代理 番号 11 番について、大間々 17 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 12 番をご覧ください。〇〇の信号を左折し、西に向かいます。しばらく道なりに進みます。〇〇という会社の前の道を西に 200 メートル向かったところが申請地です。現地を確認したところ森林化している印象でしたので太陽光というのは問題ないと思いましたが。ただ、隣接地〇〇が雨水の通り道の様でぬかるんでおりました。それに隣接する申請地ですから雨水対策をきちんとしてほしいと思います。慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が 10 ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第 2 種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号 11 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

職務代理 日程第 6 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

今回は新規設定が 3 件、再設定が 2 件ございます。

(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)

新規設定 3 件の地積合計は、1,118 m²となります。

以上 3 件の審議について、よろしく願いいたします。

職務代理 事務局の説明が終わりました。番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番について採決をいたし

ます。番号1番、番号2番、番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番は可決いたします。

事務局 再設定2件の地積合計は、5,609㎡となります。
以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

職務代理 事務局の説明が終わりました。番号1番、番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号1番、番号2番について採決をいたします。番号1番、番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番は可決いたします。

職務代理 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和4年9月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和4年9月26日 午後3時13分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

2 番委員

.....

3 番委員

.....